

第5章 悪臭

1 悪臭に係る規制基準

【根拠】

- ・ 悪臭防止法第3条、第4条
(昭和46年6月1日法律第91号 最終改正 令和4年6月17日法律第68号)
- ・ 悪臭防止法施行規則第6条
(昭和47年5月30日総理府令第39号 最終改正 令和3年3月25日環境省令第3号)
- ・ 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定
(平成17年3月29日豊田市告示第122号 最終改正 平成30年6月26日豊田市告示第303号)

【規制基準】

(1) 法第4条第2項第1号の敷地境界線上における規制基準

表5-1 法第4条第2項第1号の敷地境界線上における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

(2) 法第4条第2項第2号の排出口における規制基準

表5-1の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値

(3) 法第4条第2項第3号の排出水中における規制基準

表5-1の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の3に定める方法により算出した値

第1種地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域

第2種地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第3種地域：工業地域、工業専用地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域
(市街化調整区域)、都市計画区域以外の地域